

# 序 章

## 飯山市まちづくり基本計画について



# 序章 飯山市まちづくり基本計画について

## 1 「まちづくり基本計画」とは

### (1) 策定の目的

『飯山市まちづくり基本計画』は、都市計画に関する長期的な方針を定めた「都市計画マスタープラン」と、人口減少の中でも持続可能な都市構造を形成するための取組を定めた「立地適正化計画」を組み合わせた計画であり、本市のまちづくり・都市計画の基本方針を定めるマスタープランです。

『飯山市まちづくり基本計画』では、都市計画に関する事項だけでなく、市全体のまちづくりに関する事項を定め、都市計画区域内では、都市計画法、立地適正化計画に基づく方策を展開し、都市計画区域外では、関連分野の取組と連携してまちづくり方策を展開することとします。

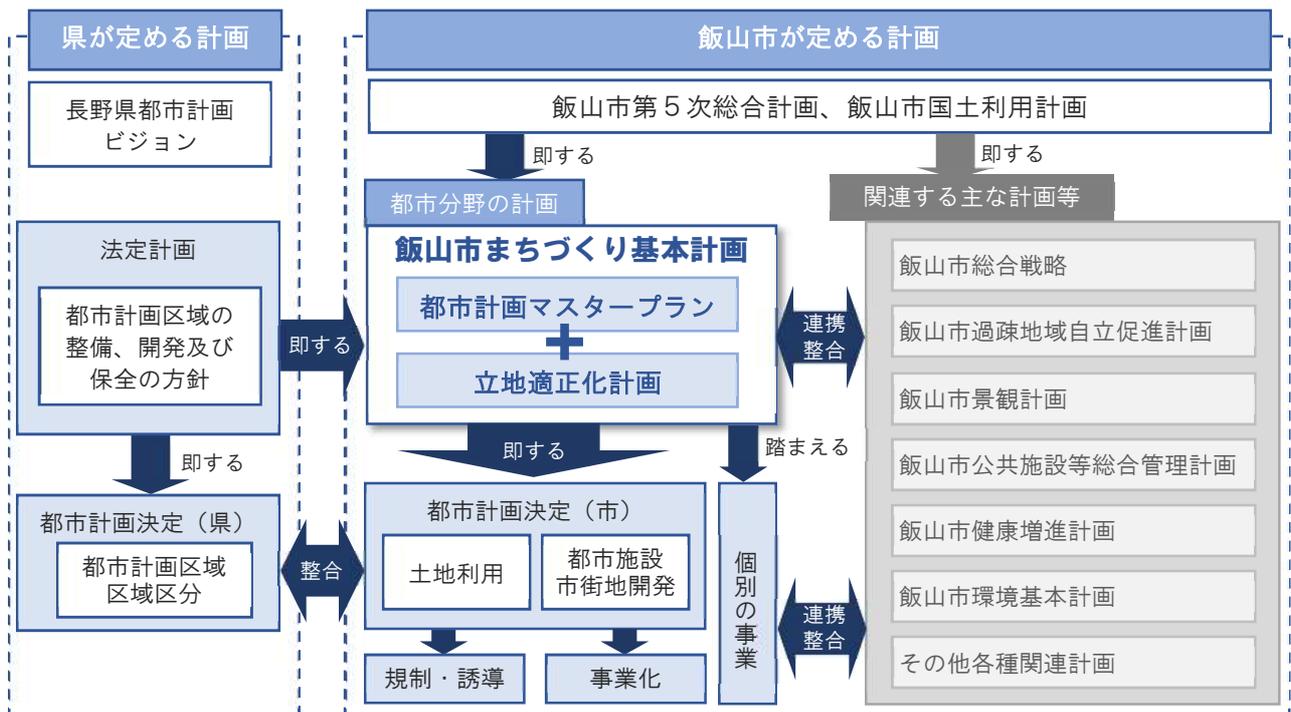
『飯山市まちづくり基本計画』の推進を通じ、中心拠点と周辺集落がしっかり結ばれる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すことで、人口減少・少子高齢化が進む中でも暮らし続けられる持続可能な都市構造を形成します。

### (2) 計画の位置づけ

『飯山市まちづくり基本計画』は、市の最上位計画である第5次総合計画、国土利用計画法に基づく市町村計画に即して定められた計画であり、本市が進める様々な施策・事業のうち、主に都市計画の分野に関する取組について定めています。また、県が定める都市計画区域マスタープランにも即して定めており、県が定める広域的な都市計画とも連携を取ることでなっています。

本市が個別の都市計画を決定・変更する場合は、『飯山市まちづくり基本計画』に即して定めることとなるため、基本計画は市の都市計画を総合的かつ体系的に示す長期的な指針となります。

計画の体系



### (3) 都市計画マスタープランと立地適正化計画との関係について

『飯山市まちづくり基本計画』を構成する都市計画マスタープランと立地適正化計画は、それぞれ以下のような制度に基づき創設された計画であり、他都市では2つの計画として別々に策定されています。

しかし、両計画とも都市計画に関する長期的なマスタープランとしての性格を持つ計画であり、重複する内容も多いこと、相互に連携する内容も多いことから、本市では、都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の検討を一体的に進め、一つの基本計画としてとりまとめることとしました。

このため、『飯山市まちづくり基本計画』では、都市計画マスタープランが担う長期ビジョンとしての役割と、立地適正化計画が担うアクションプランとしての役割を備えることを目指し、長期的な継続性と汎用性、短期的な機動性と柔軟性を併せ持つ計画として策定しています。

#### 都市計画マスタープランと立地適正化計画との関係

##### 都市計画マスタープラン

- ・都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、平成4年の都市計画法改正によって創設された制度です。
- ・行政区域全体を視野に入れながら、住民等の意向や市独自の都市政策なども反映して、長期的な都市計画の方向性を柔軟かつきめ細かく策定することができるようになっています。
- ・都市計画マスタープランでは、都市全体及び各地区の将来像や将来都市構造を明らかにした上で、土地利用や都市施設等の整備の方向性を具体化することとなっています。



##### 立地適正化計画

- ・従来の都市計画に加え、居住や都市機能を誘導すべき区域や誘導施設、誘導施策等を定めることができる計画であり、平成26年の都市再生特別措置法改正により創設された制度です。
- ・誰もが公共交通により生活利便施設等にアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を目指し、緩やかな開発コントロール機能と、民間に対する補助金、金融支援、税制優遇等による働きかけを有機的に組み合わせることが重視されています。
- ・立地適正化計画では、主に市街地（用途地域）を対象として、都市機能と居住の誘導を図る区域と施策を明らかにするとともに、立地を積極的かつ緩やかにコントロールする取組を継続的に進捗管理することとなっています。

##### 飯山市まちづくり基本計画

市の長期的なまちづくりの基本的考え方と方向性、それらを実現化するための具体的な方策等を併せて定めるための計画

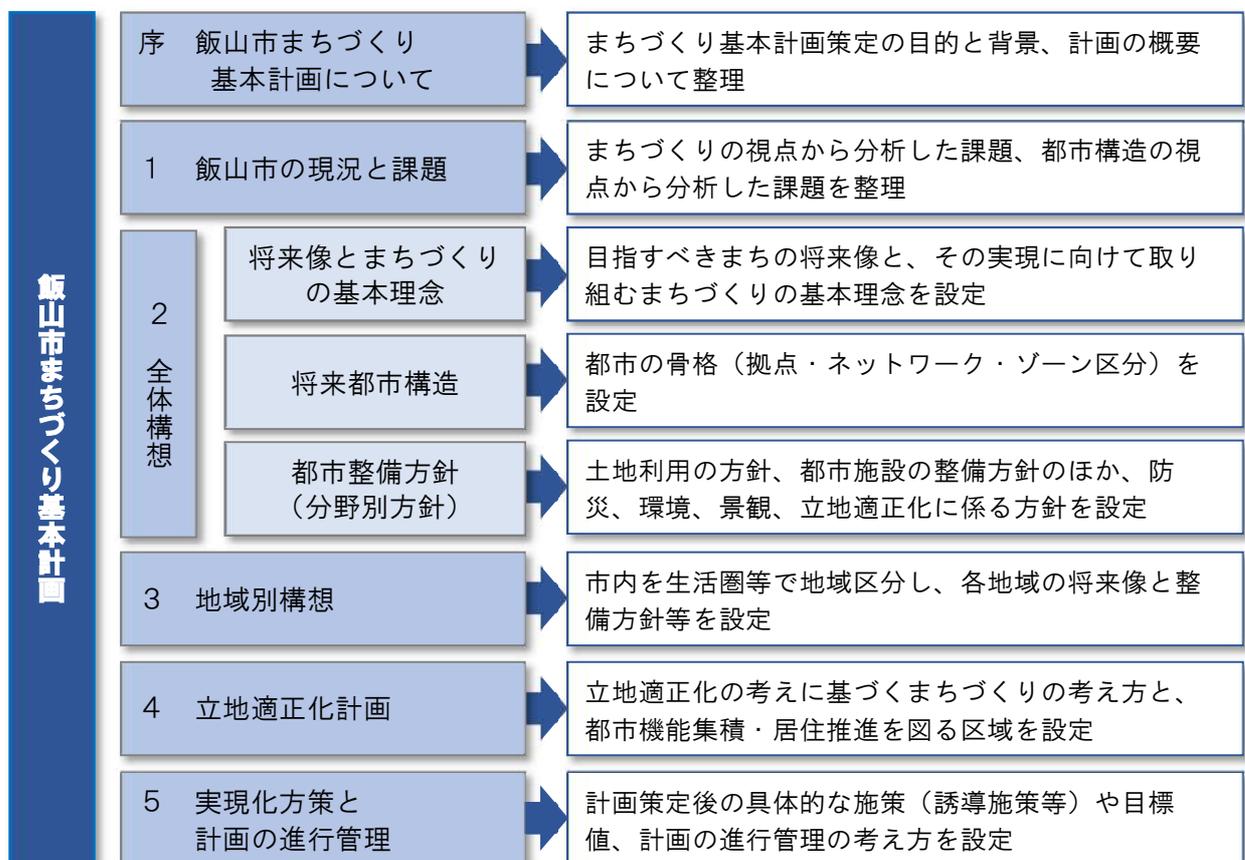
## 2 まちづくり基本計画の概要

### (1) 計画構成

『飯山市まちづくり基本計画』は、この序章と、「第1章 飯山市の現況と課題」、「第2章 全体構想」、「第3章 地域別構想」、「第4章 立地適正化計画」、「第5章 実現化方策と計画の進行管理」の計6章で構成します。

全体構想では、市全体のまちづくりの方向性を示し、地域別構想では、市内を生活圏等で区分した地域を対象としたまちづくり方向性を示します。立地適正化計画では、生活に必要な都市機能の集積や居住を推進していく区域について示します。実現化方策と計画の進行管理では、計画に位置づけた方針や施策を具体的に実現・実行していくために必要な事項について定めます。

飯山市まちづくり基本計画の構成



### (2) 対象区域

本計画の対象範囲は、都市計画区域外も含む市域全体とします。

ただし、立地適正化計画は、その制度上、都市計画区域内のみが対象とされているため、都市計画区域内では立地適正化計画に基づく方策を展開し、都市計画区域外では関連分野の取り組みとも連携しながら様々な分野からまちづくり方策を展開していきます。

### (3) 目標年次

本計画は、令和2年（2020年）を基準年とし、20年後の令和22年（2040年）を計画の目標年次とします。なお、計画の前提となる人口等については、国勢調査年次である平成27年（2015年）を基準年として検討します。

目標年次までの計画の進め方

